高知県美容師法施行細則の一部を改正する規則新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| ○高知県美容師法施行細則  平成５年３月８日規則第６号  　改正  　　平成８年12月24日規則第119号  　　平成10年３月31日規則第36号  　　平成12年３月28日規則第68号  　　平成12年12月26日規則第234号  　　平成13年３月27日規則第25号  　　平成15年４月１日規則第44号  　　平成17年３月８日規則第18号  　　平成17年３月25日規則第38号  　　平成18年２月24日規則第12号  　　平成24年３月30日規則第23号  　　平成24年７月６日規則第63号  　　平成25年５月31日規則第33号  　　平成28年４月１日規則第22号  　　令和３年６月11日規則第41号  美容師法施行細則をここに公布する。  高知県美容師法施行細則  美容師法施行細則（昭和33年高知県規則第10号）の全部を改正する。  （趣旨）  第１条　この規則は、美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）を施行するため、法及び高知県美容師法施行条例（平成12年高知県条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し、法、美容師法施行令（昭和32年政令第277号）及び美容師法施行規則（平成10年厚生省令第７号。以下「省令」という。）、環境衛生監視員証を定める省令（昭和52年厚生省令第１号）並びに条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。  （書類の提出）  第２条　法、省令又は条例の規定により提出する書類は、美容所の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。  （美容所確認証の再交付の申請等）  第３条　条例第３条の規定により交付された美容所確認証（以下「美容所確認証」という。）を破り、汚し、又は失ったときは、当該美容所の開設者は、高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の規定により知事から法第12条の規定による確認の権限を委任された当該美容所の所在地を管轄する保健所長に美容所確認証の再交付を申請することができる。この場合において、その理由が美容所確認証を破り、又は汚したものであるときは、これを添付しなければならない。  ２　前項の場合において、美容所確認証の再交付を受けた後、失った美容所確認証を発見したときは、速やかにこれを当該美容所確認証を交付した保健所長に返納しなければならない。  第４条　略  （様式）  第５条　次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。  (１)　省令第19条第１項に規定する届出書　別記第１号様式  (２)　美容所確認証　別記第２号様式  (３)　第３条第１項の規定に基づく美容所確認証の再交付の申請書　別記第３号様式  (４)　省令第20条に規定する届出書　別記第４号様式  (５)　法第11条第２項の規定による美容所の廃止の届出書　別記第５号様式  (６)　条例第４条第１号に規定する証明書　別記第６号様式  (７)　省令第21条第１項に規定する相続による美容所の開設者の地位の承継の届出書　別記第７号様式  (８)　省令第22条第１項に規定する合併による美容所の開設者の地位の承継の届出書　別記第８号様式  (９)　省令第22条の２第１項に規定する分割による美容所の開設者の地位の承継の届出書　別記第９号様式  (10)　条例第４条第３号に規定する名札　別記第10号様式  (11)　条例第６条第２項の規定による出張美容承認申請書　別記第11号様式  (12)　条例第６条第３項の出張美容承認証　別記第12号様式  附　則  この規則は、平成５年４月１日から施行する。  附　則（平成８年12月24日規則第119号）  （施行期日）  １　この規則は、平成８年12月26日から施行する。（後略）  （経過措置）  ２　（前略）第２条の規定による改正前の美容師法施行細則別記様式（中略）、第２条の規定による改正後の美容師法施行細則（中略）の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  附　則（平成10年３月31日規則第36号）  この規則は、平成10年４月１日から施行する。  附　則（平成12年３月28日規則第68号）  （施行期日）  １　この規則は、平成12年４月１日から施行する。  （経過措置）  ２　この規則による改正前の美容師法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県美容師法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  附　則（平成12年12月26日規則第234号）  この規則は、平成13年１月６日から施行する。（後略）  附　則（平成13年３月27日規則第25号）  （施行期日）  １　この規則は、平成13年４月１日から施行する。  （経過措置）  ２　この規則による改正前の高知県美容師法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県美容師法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  附　則（平成15年４月１日規則第44号抄）  （施行期日）  １　この規則は、公布の日から施行する。  附　則（平成17年３月８日規則第18号）  この規則は、公布の日から施行する。  附　則（平成17年３月25日規則第38号抄）  （施行期日）  １　この規則は、平成17年４月１日から施行する。  （高知県美容師法施行細則の一部改正に伴う経過措置）  11　この規則による改正前の高知県美容師法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県美容師法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  附　則（平成18年２月24日規則第12号抄）  （施行期日）  １　この規則は、平成18年４月１日から施行する。  （経過措置）  ７　第10条の規定による改正後の高知県美容師法施行細則別記第１号様式、別記第３号様式から別記第５号様式まで、別記第７号様式から別記第９号様式まで及び別記第11号様式は、同条の規定による改正前の高知県美容師法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  附　則（平成24年３月30日規則第23号）  この規則は、平成24年４月１日から施行する。  附　則（平成24年７月６日規則第63号抄）  （施行期日）  １　この規則は、平成24年７月９日から施行する。  （高知県美容師法施行細則の一部改正に伴う経過措置）  ３　第２条の規定による改正前の高知県美容師法施行細則別記様式は、同条の規定による改正後の高知県美容師法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  附　則（平成25年５月31日規則第33号抄）  （施行期日）  １　この規則は、公布の日から施行する。  （高知県美容師法施行細則の一部改正に伴う経過措置）  ３　第２条の規定による改正前の高知県美容師法施行細則別記様式は、同条の規定による改正後の高知県美容師法施行細則（以下この項において「新規則」という。）の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。ただし、添付書類については、新規則の規定によるものとする。  附　則（平成28年４月１日規則第22号）  この規則は、公布の日から施行する。  附　則（令和３年６月11日規則第41号抄）  （施行期日）  １　この規則は、令和３年６月11日から施行する。  （高知県美容師法施行細則の一部改正に伴う経過措置）  ４　この規則による改正前の高知県美容師法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県美容師法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。 | ○高知県美容師法施行細則  平成５年３月８日規則第６号  　改正  　　平成８年12月24日規則第119号  　　平成10年３月31日規則第36号  　　平成12年３月28日規則第68号  　　平成12年12月26日規則第234号  　　平成13年３月27日規則第25号  　　平成15年４月１日規則第44号  　　平成17年３月８日規則第18号  　　平成17年３月25日規則第38号  　　平成18年２月24日規則第12号  　　平成24年３月30日規則第23号  　　平成24年７月６日規則第63号  　　平成25年５月31日規則第33号  　　平成28年４月１日規則第22号  美容師法施行細則をここに公布する。  高知県美容師法施行細則  美容師法施行細則（昭和33年高知県規則第10号）の全部を改正する。  （趣旨）  第１条　この規則は、美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）及び高知県美容師法施行条例（平成12年高知県条例第14号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。  （書類の提出）  第２条　法、美容師法施行規則（平成10年厚生省令第７号。第５条において「省令」という。）又は条例の規定により提出する書類は、美容所の所在地を所管する保健所長に提出しなければならない。  （美容所確認証の再交付の申請等）  第３条　条例第３条の規定により交付された美容所確認証（以下「美容所確認証」という。）を破り、汚し、又は失ったときは、当該美容所の開設者は、高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の規定により知事から法第12条の規定による確認の権限を委任された当該美容所の所在地を所管する保健所長に美容所確認証の再交付を申請することができる。この場合において、その理由が美容所確認証を破り、又は汚したものであるときは、これを添付しなければならない。  ２　前項の場合において、美容所確認証の再交付を受けた後、失った美容所確認証を発見したときは、速やかにこれを当該美容所確認証を交付した保健所長に返納しなければならない。  第４条　略  （様式）  第５条　次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。  (１)　省令第19条第１項に規定する届出書　別記第１号様式  (２)　美容所確認証　別記第２号様式  (３)　第３条第１項の規定に基づく美容所確認証の再交付の申請書　別記第３号様式  (４)　省令第20条に規定する届出書　別記第４号様式  (５)　法第11条第２項の規定による美容所の廃止の届出書　別記第５号様式  (６)　条例第４条第１号に規定する証明書　別記第６号様式  (７)　省令第21条第１項に規定する相続による美容所の開設者の地位の承継の届出書　別記第７号様式  (８)　省令第22条第１項に規定する合併による美容所の開設者の地位の承継の届出書　別記第８号様式  (９)　省令第22条の２第１項に規定する分割による美容所の開設者の地位の承継の届出書　別記第９号様式  (10)　条例第４条第３号に規定する名札　別記第10号様式  (11)　条例第６条第２項の規定による出張美容承認申請書　別記第11号様式  (12)　条例第６条第３項に規定する出張美容承認証　別記第12号様式  附　則  この規則は、平成５年４月１日から施行する。  附　則（平成８年12月24日規則第119号）  （施行期日）  １　この規則は、平成８年12月26日から施行する。（後略）  （経過措置）  ２　（前略）第２条の規定による改正前の美容師法施行細則別記様式（中略）、第２条の規定による改正後の美容師法施行細則（中略）の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  附　則（平成10年３月31日規則第36号）  この規則は、平成10年４月１日から施行する。  附　則（平成12年３月28日規則第68号）  （施行期日）  １　この規則は、平成12年４月１日から施行する。  （経過措置）  ２　この規則による改正前の美容師法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県美容師法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  附　則（平成12年12月26日規則第234号）  この規則は、平成13年１月６日から施行する。（後略）  附　則（平成13年３月27日規則第25号）  （施行期日）  １　この規則は、平成13年４月１日から施行する。  （経過措置）  ２　この規則による改正前の高知県美容師法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県美容師法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  附　則（平成15年４月１日規則第44号抄）  （施行期日）  １　この規則は、公布の日から施行する。  附　則（平成17年３月８日規則第18号）  この規則は、公布の日から施行する。  附　則（平成17年３月25日規則第38号抄）  （施行期日）  １　この規則は、平成17年４月１日から施行する。  （高知県美容師法施行細則の一部改正に伴う経過措置）  11　この規則による改正前の高知県美容師法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県美容師法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  附　則（平成18年２月24日規則第12号抄）  （施行期日）  １　この規則は、平成18年４月１日から施行する。  （経過措置）  ７　第10条の規定による改正後の高知県美容師法施行細則別記第１号様式、別記第３号様式から別記第５号様式まで、別記第７号様式から別記第９号様式まで及び別記第11号様式は、同条の規定による改正前の高知県美容師法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  附　則（平成24年３月30日規則第23号）  この規則は、平成24年４月１日から施行する。  附　則（平成24年７月６日規則第63号抄）  （施行期日）  １　この規則は、平成24年７月９日から施行する。  （高知県美容師法施行細則の一部改正に伴う経過措置）  ３　第２条の規定による改正前の高知県美容師法施行細則別記様式は、同条の規定による改正後の高知県美容師法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  附　則（平成25年５月31日規則第33号抄）  （施行期日）  １　この規則は、公布の日から施行する。  （高知県美容師法施行細則の一部改正に伴う経過措置）  ３　第２条の規定による改正前の高知県美容師法施行細則別記様式は、同条の規定による改正後の高知県美容師法施行細則（以下この項において「新規則」という。）の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。ただし、添付書類については、新規則の規定によるものとする。  附　則（平成28年４月１日規則第22号）  この規則は、公布の日から施行する。 |